



※建設キャリアアップシステムのシンボルマーク

令和5年9月21日
不動産・建設経済局建設市場整備課
建設キャリアアップシステム推進室

CCUS登録技能者の能力評価基準に解体技能者分野を追加！

建設技能者一人ひとりの技能や経験を評価し、保有資格や就業日数に応じて4段階に判定する「能力評価(技能レベル判定)」の対象分野に、「解体技能者」が新たに追加されます！

- 建設技能者の能力評価制度は、職種ごとの能力評価基準に基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される建設技能者一人ひとりの技能や経験を客観的に評価する仕組みです。
- 本制度においては、能力評価を実施しようとする専門工事業団体等が分野ごとに能力評価基準を策定し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。
- 国土交通大臣から基準認定を受けた分野においては、各団体によって同基準に基づき技能者の経験、知識・技能、マネジメント能力に応じて4段階で技能レベルの判定が行われるとともに、技能レベルに応じた建設キャリアアップカード(ゴールド、シルバー、ブルー、ホワイト)が技能者本人に交付されます。
- このたび、10月2日より「解体技能者」(公益社団法人 全国解体工事業団体連合会)について、能力評価基準が策定され、追加されることとなりました。
- なお、各能力評価実施団体における、詳細な情報につきましては、各能力評価実施団体のホームページのURL及び連絡先を掲載(別紙参照)いたしますので、そちらでご確認ください。

<問合せ先>

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課建設キャリアアップシステム推進室

堀越、川崎

TEL : 03-5253-8111 (内線 24-853、24-854)
03-5253-8283 (直通)

